

第12回地域自治協議会理事会（3月31日）議案

議題	(約2時間想定)
1. 会議記録等の確認	5分
2. 東町の活動拠点（仮称：東町サロン）	60分
3. 次年度部会と体制の討議	50分
4. 連絡	5分

メモ欄：

内容

1. 会議記録等の確認

(1) 第11回理事会会議記録

2. 東町の活動拠点（仮称：東町サロン）

(1) 経緯

地域コミュニティとして、情報デリバリーの担い手不足の課題やよりていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくりでのあり方など東町ビジョン実現に向けて、昨年12月16日にラウンドテーブルを開催しました。

このラウンドテーブルでの参加者の声は、1月1日発行の「ひがしおか」にて皆さまにお届けした通りです。住民同士が交流する場となり、しかも東町の諸団体の拠点となり、情報デリバリー作業を行う場所となる東町の活動拠点（仮称：東町サロン）を検討してはどうかとなりました。こうした拠点では、常駐スタッフが必要となり、諸団体間の公平性も保つことへの配慮も必要です。拠点には、東町コミュニティルームとは別に、情報発信の作業を行ったり、住民が気軽に寄って交流できる場所を検討すべき、確保した拠点を活用して収益をあげることも検討してはどうかとなりました。（※1月1日発行[ひがしおか]第73号7頁参照）

これを受けて、東町コミュニティルームや東町会館など現在の東町の拠点や市が設置した市民活動情報サロン(豊中駅)などの機能や課題について整理し（※6頁）、「東町の活動拠点のありかたについて」をテーマに2月24日第2回ラウンドテーブルを開催しました。東町の活動拠点が必要との認識は参加者全員の認識で、既存の活動拠点との違い、設置時期、今後の検討ステップなどについて、いろいろな意見が出ました。（※3月1日発行ひがしおか第74号10頁参照）

この経緯を踏まえて、

東町で活動する諸団体にとって、「担い手不足の課題やよりていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり」が喫緊の課題であり、できれば早めに東町の活動拠点（東町仮称：サロン）を立ち上げることで課題解決への一歩が踏み出すことが重要ではないかのことから、東町の活動拠点について、（仮）東町サロン構想事業計画（案）（17日理事会議案書を参照）として議案書に整理し、理事会にて討議いただきました。

3月17日理事会では、この（仮）東町サロン構想事業計画（案）（17日理事会議案書を参照）について、理事の皆さんより拠点想定場所である東町会館の運営を担う東町会館運営委員会との調整の必要性や当構想の理事会での討議プロセスなどについて意見が出されました。会議時間も問題もあり、結果、31日開催の理事会にて、次年度の事業計画と予算としてどう扱うかについて再度討議することとなりました。

（仮）東町サロン構想事業計画（案）のポイントを、17日理事会でのご意見も踏まえて、再度整理しますと次の通りです。

- ①想定機能 ～ 東町における地域活動の中間支援機能を発揮するための5つの機能
・交流機能 ……集う、交わる、知り合うところ

- ・情報発信機能・・・知らせ、たくわえ、わかるところ、団体用私書箱
 - ・相談、コーディネート機能・・・助言する、つなげるところ
 - ・事務所機能・・・事務作業のできる場所
 - ・担い手発掘機能・・・新たな出会い、新たな発見から、新たな人財が発掘される場所
- ②平成25年度上半期に、理事会にて、当構想について具体的に、拠点の機能、拠点の設置場所、常駐スタッフなどの仔細について討議し、理事会の承認ステップを踏む
- ③予算としては、常駐スタッフ費用、拠点賃料、備品など協議会への市からの補助金（助成限度額255万円より支出）とコミュニティビジネス（印刷、その他）とで賄う
- ④下半期からの試行的な運営をめざすこと
- とした主旨で、
- ⑤5月19日開催予定の平成25（2013）年度事業として予算化する

（2）討議いただきたいこと

前回理事会で議論となりました拠点設置場所についてはコミュニティルームへの常設、千里東町会館1階小室、近隣センター内での他の場所などを候補として具体的に検討するなど修正し、前述のポイントを反映した4～5頁の（仮）東町サロン構想事業計画（案）を次年度事業計画として組み込むことについて討議をお願いいたします。

3. 次年度部会と体制の討議

「次年度部会と体制」の資料を参照ください。 ※7頁参照

4. 連絡

（1）今後の会議日程

- 4月21日（日）10：00～12：00 第12回理事会
- 4月21日（日）14：00～16：00 新理事初顔合わせ（役員選出）
- 5月19日（日）13：00～16：30 協議会総会と第1回理事会

以上

(仮)東町サロン構想事業計画(案) (3月23日更新版)

東町での常設型地域交流拠点の実現に向けて

1. 事業趣旨

(仮)東町サロン構想事業計画は、協議会の全体ビジョン「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」の実現に向けて、特に、「**ていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり**」、「**日常のコミュニケーションから信頼関係が生まれ、まちのよさを知り自然と担い手が育まれ、若い世代が参加するまちづくり**」という「情報発信・交流」および「担い手」の各テーマ別ビジョンの具体化に向けた取組みです。地域活動の担い手の発掘・育成と地域住民、地域団体の気軽な交流を促すため、**いつでも、誰でも、気軽に立ち寄って、相談や作業ができる**、常設型の地域の交流、情報拠点の整備が目標です。

平成25年度上半期に、当構想について、拠点の機能、拠点の設置場所、常駐スタッフなどの仔細について理事会にて討議と承認のステップを踏むことを前提に、下半期からの試行的な運営をめざします。有償ボランティアの常勤スタッフのいる気軽な拠点とすることで、地域活動の新たな人材の発掘育成と紙媒体の「広報ひがしおか」、電子媒体の「<http://e-senri.jp/>(新千里東町ホームページ)」との相乗効果で地域情報が広く周知され、地域活動の裾野が広がることを期する戦略的な試みとして位置づけるものです。

2. 条件

(1) **機能** ～ 東町における地域活動の中間支援機能を発揮するための5つの機能

- ① **交流機能** …集う、交わる、知り合うところ
- ② **情報発信機能** …知らせ、たくわえ、わかるところ、団体用私書箱
- ③ **相談、コーディネート機能** …助言する、つなげるところ
- ④ **事務所機能** …事務作業のできる場所
- ⑤ **担い手発掘機能** …新たな出会い、新たな発見から、新たな人財が発掘される場所

(2) **整備内容** ～ 機能を発揮するために備えておくべきもの

- ① **スペース** …わかりやすく、気軽に入出りできる場所とテーブル、いす等
- ② **スタッフ** …数人での当番制有償ボランティア
- ③ **設備** …電話・ネット回線、PC、コピー・印刷機、ストック棚等

(3) **候補施設**

○コミュニティルームへの常設、千里東町会館1階小室、近隣センタ内での他の場所…このような中から施設を決定する

(4) **事業費**

① **必要経費**

- ・ 人件費(常駐スタッフ(相談、事務作業))
- ・ 賃料・管理費(施設維持管理費)、光熱水費
- ・ 改装整備費、備品、消耗品費

② **収入**

- ・ 地域自治協議会予算(豊中市補助金を活用)
- ・ コミュニティビジネス収入(印刷、その他)

3. 平成25年度事業費

費目	金額	根拠	備考
人件費	600,000	10万円×6ヶ月	他のボランティア活動とのバランスを考慮し、有償ボランティアの業務範囲、単価設定等要検討
賃料・管理費	240,000	4万円×6ヶ月	施設候補より要検討
通信光熱水費	60,000	1万円×6ヶ月	
備品、消耗品費	60,000	1万円×6ヶ月	事業収入とともに大きく変動する可能性あり
改装費、設備費	300,000	概算	既存物品等の活用で低コストに抑える
計画検討費			別途、計画検討に向けた視察や書類作成のために、交通費や印刷費、会議等が必要
合計	1,260,000		

活動拠点の比較

2013/03/18 更新版

施設名(場所)	設置目的、主な用途 (数値は面積)	スタッフ	事務用機材					諸団体活動支援	町の活動相談	情報発信の支援	団体用私書箱	事務作業場所	会議・打合せ場所	資料コーナー	資料・機材置き場	場所貸し	イベント会場	展示会場	高齢者の居場所	喫茶	情報交換の場	子どもに水提供	備考
			電話・Fax	パソコン	プリンター	大量印刷機	Web回線																
市民活動情報サロン(豊中駅)	市が提供、運営は委託 61 m ²	常駐		○	○			○	○	○	●	●	●	○							○	広さ: コミュニティルームの約半分、スタッフは1~2名 ※●は、団体登録が必要	
コラボ(千里中央)	豊中市施設	常			○	○			○						○	○	○	●	○	○		●千里老人福祉センター	
市民公益活動センター(南千里)	吹田市施設 指定管理者	常駐				○		○	○	○	●	●	●	○	●	○	○					●貸室、貸ロッカー、貸メールBox、オープンな交流サロン	
コミュニティルーム(東丘小)	各種会議・打合せ、広報紙編集、子ども教室会場、同好会会場	なし	○	○	○	○	○					○	○	○	○						○	セキュリティが高い、一般市民は使いにくい	
街角ひろば(近隣センター)	町の生活に密着した人と情報が集まる場所	常駐	○	○			○				△共用メールボックス			○	○	○イベント場所提供(省エネ、ウクレレじゃらし)	○タケノコ祭り(収入有)	○写真展示	○(利用者固定化傾向)	●1杯百円	○子育てお母さん	○子どもの立ち寄り	家賃4万円/月 ●コーヒー代収入で自主運営(月間売上5万円~4万円) 無償ボランティアの数 ・登録スタッフ12名 ・サポーター7名
新千里東町会館	福祉委員会の定例活動拠点、地域自治協議会の定例会議その他 大室128 m ² 、小室35 m ² 、和室58 m ² 、他56 m ²	半常駐	○									○		●	○	○						ふれ愛サロン(1/月) 子育てサロン(1/月) 給食配食サービス(1/月) 何でも相談(4/月) ●1階交番跡など	
東町サロン(案)	諸団体の活動の情報受発信と交流の場、人材発掘に繋げる 30 m ² 弱	常駐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	地域諸団体が共同運営、近隣センター東北角スペース	

* 市民活動情報サロン(豊中駅)は <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/top/bousai/npo/salon/index.html>

* 東丘版コミュニティスクール検討部会は、「コミュニティルーム」の拡充と利用し易さを検討、2015年頃を実現目途に条件整備と予算化に取り組む

2013 年度地域自治協議会の体制(案)

2013 年度、地域自治協議会は設立 2 年目に当たり、基本的には 2012 年度の体制を継続する。

しかし、1 年目を振り返ると、発足前からの課題が山積していたため活動が過多となり、また、運営面の不慣れもあり、理事及び役員の負担が想定以上に過大となった。

2 年目の協議会活動は、活動の作業量の軽減とともに運営体制の見直しを行いたい。

2013 年度の体制案

1. 理事・代議員の選出

- ・選出方法は 2012 年度を踏襲。但し、理事は「各種団体を代表する者」(規約第 25 条)の規程に関わらず自治会系団体では「自治会長に限定」とのイメージがある、これを払拭する。

2. 役員の選出

- ・2012 年度は設立初年度という面から事務局主導の選出となったが、2013 年度は本来の、理事の中から互選の形で選出される必要がある。
- ・自治会系団体から選出される理事は、殆どが 1 年任期であること、地域活動に関与したことの少ない人が多いこと、選出時期が 3 月～6 月と幅広いこと、住戸数が 60 弱から 1500 強と規模に著しい差があることから、全部の自治会が順繰りに役員を出せる状況にはない。
- ・自治会系団体について地理的・住戸数のバランスに配慮した 4 ブロック体制を敷き、ブロック内の自治会間で協議し 1 名以上の候補を選出する、その上で、ブロック選出の 4 名以上と諸団体の代表者数名とで、5～7 名の必要な役員を互選する方法で進めたい。

3. 委員会・部会メンバーの選出

- ・2012 年度は全理事を 1 つ以上の委員会・部会に割り振る方法できめたが出席率の低い理事もあった。有職の理事もあり毎月の理事会に加え委員会・部会に出席願う、まして、複数の委員会・部会の役割を委任して有意義な会議を継続することは困難なこととわかった。
- ・委員長・部会長は理事に限定し、他のメンバーの選出を弾力化するとともに、小規模自治会を含め公平にメンバー選出するため、4 ブロック体制の中で選出する方法で進めたい。

★委員会・部会の設置案とメンバー選出方法の案

委員会・部会	委員長・部会長及びメンバー選出方法	備考
①夏祭り実行委員会	委員長に理事 1 名。 メンバーは、全ての団体・自治会から 1 名以上	動員規模が大きいいため全団体の協力が必要
②新春交歓会実行委員会	委員長に理事 1 名。メンバーは、自治会系 4 ブロックから各 1 名、諸団体から適宜	活動期間は短期間
③広報活動	部会長に理事 1 名。メンバーは、理事の中の有志、住民への公募応募者	新聞編集委員会に参加を希望
④まちづくり計画策定	当面次の 4 課題を予定。1) 東丘版コミュニティスクール検討、2) 拠点整備検討、3) 高齢者問題検討・推進、4) 環境改善推進。 部会長に理事 1 名。副部会長に理事計 4 名。 メンバーは、自治会系 4 ブロックから各 1 名以上、諸団体から適宜	東丘小、同 PTA、ダディーズクラブ、老人クラブ連絡会、福祉委員会、民生児童委員、コミュニティルーム運営委員会、東町会館運営委員会からの参加を希望
⑤防災部会	部会長に理事 1 名。メンバーは、全部の自治会から各 1 名以上、諸団体から適宜	別に管理組合のある団体は 2 名以上

(注) ①～⑤の委員会・部会は、理事及び公募に応じた一般住民の誰でもメンバーとなれるものとする。